

基盤研究（S）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「大区分」を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、ヒアリング研究課題を選定します。ヒアリングの結果等に基づき、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

なお、審査の過程においては、ヒアリング研究課題の選定のため、専門分野に近い研究者が作成する「審査意見書」も活用してください。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕

（１）研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、「審査意見書」も活用しながら、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

基盤研究（S）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。